災害により事業用資産等に損失が生じた場合には





事業用固定資産について生じた損失

(1) 損失の金額の計算

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産について、取り壊し、除却、滅失(当該資産の損壊による価値の減少を含む。)等により生じた損失の金額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)は、その損失の生じた日の属する年分の必要経費に参入する(所法 51①)。

【計算式】

損失の金額 = 被災直前の簿価(未償却残高) - 被災直後の時価 - 保険金等

(2) 損失の金額の計算の基礎となる資産の価額

必要経費に参入される損失の金額は、損失の生じた日にその資産の譲渡があったものとみなして その固定資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額からその資産の減価償却 費累積額を控除した金額(いわゆる簿価)を基礎として計算する(所令 142)。

≪ 熊本国税局資料より抜粋 ≫